

第8回 Jークレジット制度運営委員会 議事概要

Jークレジット制度運営委員会事務局

日 時：平成28年1月13日（水）13：30－15：30

場 所：経済産業省 別館1階 108会議室

委 員：新美委員長、山地副委員長、大塚委員、小林委員、須藤委員、二宮委員、根本委員、
橋本委員、前田委員、松橋委員、丸山委員

事務局：環境省 ：伊藤室長補佐、池田係員

経済産業省：服部室長、須摩課長補佐

農林水産省：早川課長補佐

林野庁 ：牧野課長補佐

1. 追加性の評価の省略に関する審議

- ・追加性の評価の省略について事務局より説明した。審議の結果、追加性の評価の省略については、現行のままで見直しは必要ないことを承認した。

2. 新規方法論の策定に関する審議

- ・新規方法論 EN-S-40（ポルトランドセメント配合量の少ないコンクリートの打設）について事務局より説明した。審議の結果、削減量計算のための記載について修正を行う前提で、提案された新規方法論を承認することとした。

3. 方法論の改定に関する審議

- ・改正フロン法（フロン排出抑制法）の全面施行に伴う既存の方法論の改定について、事務局より説明した。審議の結果、提案された方法論の改定を承認した。

4. 制度文書の改定に関する審議

- ・制度文書の改定について事務局より説明した。審議の結果、提案された制度文書の改定を承認した。

5. Jークレジット制度の現状について

- ・Jークレジットの認証状況、活用実績、販売量推移及び、Jークレジット制度の課題について事務局より報告した。これを踏まえ、今後のJークレジット制度の在り方について自由討議を行った。

6. 今後のスケジュール（報告）

- ・今後のスケジュールについて事務局より説明した。

7. 委員の発言及び質疑

<新規方法論の策定に関する審議>

(須藤委員)

- ・コンクリートに含有される高炉スラグ等の比率が上昇すると、コストはどの程度上昇するのか。

(事務局（環境省）)

- ・コンクリートそのもののコストについてはケースバイケースであり、上昇する場合も低下する場合もある。しかし、ポルトランドセメント配合量が少ないことを考慮して工夫した設計が必要であり、それに伴って建設全体にかかるコストは上昇する。

(橋本委員)

- ・資料2別紙において、主要排出活動の記載量に対して、影響度で測られる付随的な排出活動の記載量が多くアンバランスなように感じられるが、主要排出活動の記載をより詳しくすることはできないか。

(事務局（環境省）)

- ・資料2別紙の記載方法は他の方法論の様式と揃えている。また、主要排出活動の記載についても、必要な情報は十分に記載されていると考える。

(橋本委員)

- ・プロジェクト実施後の排出量の算定において、高炉セメントB種を用いる場合の算定式を加えた方がよいと考える。

(事務局（環境省）)

- ・高炉セメントB種を用いる場合には、高炉セメントB種中のポルトランドセメントと高炉スラグを分けて計算することで排出量算定ができる式としているが、ご指摘を踏まえ、利便性向上のために高炉セメントB種をそのまま用いる場合の算定式を加えることとする。

(橋本委員)

- ・資料2別紙ベースライン排出量の算定におけるA-a-2の算定式の名称は、高炉スラグ微粉末の算定式ではなく高炉セメントB種の算定式ではないか。

(事務局（環境省）)

- ・ご指摘の通り記載に誤りがあるため、修正する。

(二宮委員)

- ・資料2別紙におけるベースラインのセメント種別利用率の表には、建築物の基礎・地下構造部に加え建築物の上部構造部も記載されているが、建築物の上部構造部においても高炉スラグ等の配合が今後ありうるということか。

(事務局（環境省）)

- ・現状では、高炉スラグ等が配合されるのは建築物の基礎・地下構造部のみである。しかし、技術進歩等により建築物の上部構造部にも高炉スラグ等が配合される可能性はあり、その可

能性を考慮して制度文書の方法論においても両方の記載を残している。

<制度文書の改定に関する審議>

(山地副委員長)

- ・プロジェクト二重登録の回避の明確化に伴う制度文書改定において、類似制度とは具体的にどのようなものが含まれるのか。

(事務局（環境省）)

- ・グリーン電力証書や地方自治体が独自に行っているクレジット認証制度等を想定している。

(大塚委員)

- ・旧制度である国内クレジット制度とオフセット・クレジット（J-V E R）制度は類似制度に含まれるのか。また、類似制度は明文化した方がよいのではないか。

(事務局（環境省）)

- ・資料4別紙の番号7において一覧で示している通り、旧制度は類似制度に含まれない。

(須藤委員)

- ・類似制度はポジティブリストのような形で運用してはどうか。

(事務局（環境省）)

- ・検討する。

(二宮委員)

- ・固定価格買取制度（F I T）で認定されている設備において、売電分はF I Tを利用し、自家消費分はJ-クレジット制度を利用するということは、方法論上、可能であるのか。その場合、プロジェクト二重登録の禁止という今回の改定に抵触しないのか。

(事務局（環境省）)

- ・売電分はF I Tを利用し、自家消費分はJ-クレジット制度を利用することは、方法論上、可能である。このとき、F I Tは類似制度に含まれないため、プロジェクト二重登録の禁止という今回の改定には抵触しない。

(松橋委員)

- ・温室効果ガスの削減分を排出権として認証する各種のクレジット制度と、再生可能エネルギーの普及を目的とするF I Tでは、その目的がそもそも異なるものであり、類似制度とはならないだろう。したがってJ-クレジット制度とF I Tの重複利用に問題はないと考えられる。
- ・本日の委員会の議題からは外れるが、J-クレジット制度における環境価値の帰属について、今後の議論が必要であると考えている。

(山地副委員長)

- ・F I Tにおいては、基本的に環境価値は電気代を支払っている国民に帰属する。F I Tを利用せずに通常の電力価格より高額で買い取った場合には、その買取者に環境価値が帰属する。

(松橋委員)

- ・余剰電力についてはこの環境価値の帰属に関する整理が未だ不明確であり、今後、議論が必

要である。

<J-クレジット制度の現状について>

(二宮委員)

- ・モニタリング実施にかかる事業者の負担を軽減する場合であっても、あくまでモニタリングの実施は徹底し、その方法や項目を簡素化・緩和するという方法がよいと考える。

(新美委員長)

- ・モニタリングを省くということはあるはず、二宮委員が述べたような方法での簡素化が検討されればと思う。

(大塚委員)

- ・中小企業等の保有するクレジットはなぜ売れないのか。また、クレジット取得から販売までにかかる2年とはどのような理由で生じるのか。

(事務局 (経済産業省))

- ・事業者同士の相対取引によって売買されることから、需給のマッチング等、取引に際する障壁が高く販売できない、あるいは販売できても長い期間を要してしまうものとする。

(事務局 (環境省))

- ・資料5では第14回認証委員会で認証されたクレジットが加味されるため在庫量が増えているが、中小企業においてもクレジットの無効化量は増加傾向にあり、徐々に売れ始めている兆候が見られる。

(大塚委員)

- ・温対法の報告へのクレジット利用をさらに後押ししてはどうか。

(事務局 (環境省))

- ・引き続き、働きかけを行っていく。

(松橋委員)

- ・J-クレジットの需要が出てきたことは喜ばしいこと。地方自治体においては、J-クレジット含む各種クレジットが活用できるような入札制度も生まれており、良いことだと思う。
- ・制度の草創期に、クレジットを利用したマネーゲームを避けるために相対取引とした経緯があるが、現在の取引状況を踏まえると、場合によっては取引所や需給のマッチングを促す窓口等があっても良いのではと考える。

(二宮委員)

- ・特に中小企業が保有するクレジットの売買を促すためにも、需給のマッチングサービスが必要であるとする。

(丸山委員)

- ・クレジットの売買を促すために、PPS事業者等の大口購入者向けの低価格帯と、環境価値・高付加価値を重視する購入者向けの高価格帯、2つの価格帯に収れんするようにマーケットを整備するのがよいとする。特に後者のクレジットについては、人々が注目するイベントのオフセット等に用いるなど、皆に見えるように使ったらどうかとする。

(大塚委員)

- ・例えばオフセットに用いることができるクレジットは相対取引、調整に用いることができるクレジットは市場取引とする等、クレジットごとにマーケットを整備する等の方法も検討していただきたい。

(新美委員長)

- ・各クレジットがどのようなプロジェクトに由来するものであるか、分かるようになっているのか。

(事務局（環境省）)

- ・J-クレジット制度のホームページにおいて、各プロジェクトとそこから生み出されたクレジットを確認することができる。

(根本委員)

- ・クレジットの売買を行うマーケットの議論について、FITの議論とからめることについては懸念を持っており、制度設計に際しては相当に慎重な検討が必要である。

(事務局（環境省）)

- ・ご指摘も踏まえて、関係省庁と相談しながら検討していく。

(須藤委員)

- ・例えば高付加価値で値段が高いクレジットを分割して購入する等の、売買の小口化は可能であるのか。

(事務局（環境省）)

- ・クレジットを管理する登録簿システム上での最小単位は1トンであるが、販売事業者が正確に管理を実施するという前提の下で環境価値の分割は実際に行われており、売買の小口は可能であると考えられる。

以上

文責：事務局